

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	青森県弘前市教育委員会
指定したモデル地域名	青森県弘前市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 2 月 27 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12	37	18	10	0	4	81

＜参考＞保育所数：65 所、児童発達支援センター等の施設：0 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

- ①弘前市は、昭和 23 年に青森県内の他市町村に先駆けて身体虚弱児学級を、そして昭和 42 年に東北地方で 2 番目の言語障害学級を設置した。平成 24 年度には、県内 2 番目となる中学校 L D ・ A D H D 通級指導教室を開設し、隣接する市教育センター内に設置している。
- ②全市的に特別支援教育に関わる教員研修として「特別支援教育総合研修会兼特別支援教育コーディネーター養成研修会」を年 6 回開催し、全ての講座を修了した教員に対して、「アドバンストコーディネーター」として、修了証を授与している。
- ③全 16 中学校区において小・中学校の連携や学校と地域が一体となって子供を育む環境を促進するために、平成 24 年度から小中連携推進事業（夢実現ひろさき教育創生事業）を展開しており、その中で、生徒指導や P T A などの様々な部会を設置している。特に、特別支援教育部会では、学級運営や児童生徒の学習面での指導などの協議が継続的に行われている。
- ④本事業の実施に当たっては、平成 25 年度のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の研究成果と課題を踏まえ、3 つの中学校区において、主に合理的配慮協力員（弘前市では「学びの協力員」という呼称を使用しているため、以下「学びの協力員」という。）の配置及び I C T 機器を活用した実践的研究を行っている。

以上の点を踏まえて、弘前市内全域をモデル地域と指定し、これまでの取組をベースにしながら拡充して取り組んだ。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

市教育委員会では、児童生徒に対する合理的配慮に関して、本県の特別支援教育の教育行政の中核的立場であった者、特別支援学校及び公立の小・中学校の校長等を歴任し、リーダー的役割を担ってきた者など、高度な知識と豊富な経験を有する者9名に学びの協力員を委嘱した。学びの協力員が幅広い人的なネットワークを有効に活用し、学校や保護者と域内の県立特別支援学校や医療機関等とのネットワーク作りに取り組んだ。

学校や教員に対する学びの協力員の支援については、教育センター担当指導主事が窓口となり、学校からの要請内容を確認し、聴覚障害、自閉症・情緒障害などそれぞれの専門分野に精通した学びの協力員の中から人選し、相談内容に応じた派遣を行った。

【モデル地域内における取組】

主に、学びの協力員がコーディネートやパイプ役になりながら、児童生徒に対する合理的配慮に関する助言や支援を学校等に行ったほか、3つのモデル中学校区において、それぞれ異なるICT機器を活用した合理的配慮の在り方に関する実践的研究を行った。

取組例は、以下のとおり。

- ①本市では、各中学校区（全16中学校区）に特別支援教育部会を設置している。同じ中学校区内の小・中学校の担当教員等が、支援の在り方の検討や児童生徒の情報交換等を行い、一部の中学校区ではあるが、学びの協力員も同席し、スクールクラスターを意識した連携と合理的配慮に関する情報提供を行った。
- ②3つのモデル中学校区にそれぞれタブレット型端末、プロジェクター等の異なるICT機器を配備し、通常の学級や特別支援学級等における合理的配慮に関する研究を行った。
 - ・通常の学級において、配慮の必要な児童生徒に対して、タブレット型端末を活用した学習支援の在り方に関する実践的研究
 - ・特別支援学級や通級指導教室において、タブレット型端末を活用し、有効なアプリケーションや効果的な指導プログラムに関する実践的研究
 - ・特別支援学級において、テレビ授業システムを通じた4校同時中継による交流学习の実施及び病弱特別支援学級（院内学級）における教材のアプリケーションをタブレット型端末に入れての病室に居ながらも学習できる教育環境の研究
- ③通常の学級、養護教諭、特別支援学級担当の計4名の教員に対して、法令や合理的配慮の実践例などに関する計28講座の長期研修を実施し、インクルーシブ教育推進のためのリーダー的教員の育成を行った。

3. 成果及び課題

本事業を通じて得られた成果としては、主に以下の4点である。

- ①校内にインクルーシブ教育推進委員会を設置し、校内体制を整えた学校や、そのノウハウを同じ中学校区へ広めるなどの取組が進んだ。特に、3つのモデル中学校区では、担当教員等による定例的な検討会を開催し、合理的配慮のために効果的なＩＣＴ機器の活用研究や特別支援教育に関する情報交換を行うなど、小・中学校が連携して「インクルーシブ教育システム」の理念や取組に対する意識と理解が浸透した。
- ②小・中学校間の連携の枠組みを利用したスクールクラスターの視点からの小・中学校間の連携、協力の体制の検討が進み始めた。
- ③ＩＣＴ機器の活用研究については、学びの協力員が単にＩＣＴ機器の活用に偏ることのないよう、適宜、助言しながら進めたことにより、タブレット型端末の使用が児童生徒の興味を引き、授業への意欲、集中力が高まった。授業に遅れがちな児童生徒は、タブレット型端末の活用で視覚化と共有化が高まり理解につながった。また、テレビ授業システムについては、同時中継による学習であることから、発表の際に画面を通して相手に伝わる発表の仕方など、児童生徒に適度の緊張感を持たせながら、集中して交流学习を行うことができた。
- ④学びの協力員の日々の支援活動により合理的な配慮事例が集積されたことから、本市独自のデータベース化の作成が可能となり、学校のニーズを確認しながら、独自のデータベース化や事例集の作成について検討を始めることができた。

一方、課題については、各学校で指名している「特別支援教育コーディネーター」が、これまで以上にコーディネーター的役割として機能する意識と対応能力を高め、活動しやすい校内体制を整えることが急務である。特に、特別支援教育コーディネーターが中心になりながら、域内の教育的資源を今一度各校で整理することが必要である。また、学びの協力員がパイプ役となって、必要な関係機関と学校や保護者を結びつけながら支援することができたケースもあったが、その子の個別の支援に関し、長期的展望を持つての支援体制の整備や、協力を関係機関に促していくまでには至らなかった。

ＩＣＴ機器を活用した実践的研究に取組については、様々な実践例を他の小・中学校へ紹介し、他校でも活用できるようソフト面、ハード面の支援が必要である。

以上の課題を踏まえて、次年度は重点的に以下の取組を計画している。

- ①中学校区を基盤とした小・中連携による学びの場の検討と充実
- ②ワンランク上のＩＣＴ機器活用による合理的配慮の実践的研究
- ③学びの協力員の支援による「特別支援教育コーディネーター」の資質の向上
- ④合理的配慮の実践事例の周知（ハンドブックの作成、リーフレットの配布など）
- ⑤リーダー的教員を育成するための長期研修講座の継続実施